

訪問型サービス
(介護予防訪問介護相当サービス)

[重要事項説明書]

2024年10月1日

1. 訪問介護事業者の概要

法人名称	社会福祉法人 清栄会
代表者名	水野 直美
所在地	群馬県前橋市総社町植野 511-1 番地
電話番号	027-251-5428

2. 事業所の概要

事業所名	きよさとホームヘルプステーション
所在地	群馬県前橋市青梨子町 503 番地
電話番号	027-254-1400
FAX 番号	027-254-1514
メールアドレス	houmonkaigo@kiyosatosou.jp
ホームページアドレス	https://www.kiyosatosou.jp/
指定年月日	平成 28 年 4 月 1 日
事業所番号	第 1070100803 号
管理者の氏名	依田 親子
事業の実施地域	前橋市・高崎市(旧群馬町)・榛東村・吉岡町・渋川市 訪問型サービス A-1 のみ前橋市

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態、又は事業対象者である利用者に対し、訪問型サービスの円滑な運営、管理を図るとともに利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。
運営方針	1. 利用者の意向を尊重し、自立した生活が営めるように支援すること 2. 利用者の身体的、精神的、財産的安全の確保に努めること 3. 常に専門的技術的の習得に努め、創意工夫し、福祉の先駆者を目指すこと 4. 高い公共性、倫理性を旨とし、事業経営の透明性を確保すること 5. 開かれた施設として地域における福祉活動の拠点となること

4. 営業時間

介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービス A-1

営業日	月曜日～土曜日
休業日	日曜日・12月30日～1月3日
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～13:00
サービス提供日・提供時間	月曜日～土曜日 8:00～18:00

5. 事業所の職員体制

訪問介護員等の職種	勤務の形態・人数	
管理者	常勤 1 人(兼務)	
サービス提供責任者	常勤 2 人(兼務)	
訪問介護員	常勤 2 人(兼務)	非常勤 3 人

6. サービスの内容

(1) 介護予防訪問介護相当サービスで提供するサービス内容は、次に掲げるもののうち各利用者において必要と認められるものとする。

- 介護予防訪問介護相当サービスは、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援する事を目的としています。そのため、下記のサービスは、例えば利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

身体介護	食事や入浴・排泄・衣服の着脱など日常生活に必要な介助
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 掃除、洗濯、調理、買い物代行、薬の受取り、衣類の整理など

(2) 訪問型サービス A-1 は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、掃除、洗濯、調理等の家事など日常生活上の援助を行うサービスです。

生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 掃除、洗濯、調理、買い物代行、薬の受取り、衣類の整理など
------	---

7. 利用料

最終ページをご覧ください

8. キャンセル規定

利用者のご都合によりサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

サービス提供日の午前 8 時までに連絡いただいた場合	無料
サービス提供日の午前 8 時までに連絡がなかった場合	600 円

9. 支払い方法

利用料は、下記のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月 27 日(祝休日の場合は翌営業日)に指定の口座より引き落としします。
窓口現金支払い	サービスを利用した月の翌月末日までに、窓口にて現金でお支払いください。
銀行振込	サービスを利用した月の翌月末日までに、指定口座へお振込みください。指定口座はお問合せ下さい。

10. 個人情報の取扱い

- (1) 事業者は、利用者からご提供いただいた利用者本人及び家族に関する個人情報を下記の目的以外に利用致しません。

【利用者の個人情報の利用目的】

- 利用者への介護サービス提供
- 介護保険事務
- 利用者のために行なう管理運營業務(利用状況の管理、会計、事故報告等)
- 事業所のために行なう管理運營業務(介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料作成、学生などの自習への協力、職員の教育のために行なう事例研究等)

なお、下記目的のためには、利用者及び家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

【利用者の個人情報を第三者へ提供する場合】

- 介護保険事務などの事業所業務の一部を外部事業者へ業務委託を行なう場合
- 他の介護事業者との連携(サービス担当者会議等)、連絡調整が必要な場合
- 利用者の受診にあたり、医師に介護記録やケアプランを提供する場合
- 研修等の実習生やボランティアの受入れにおいて必要な場合
- 損害賠償保険等の請求にかかる保険会社への相談または届出等
- 施設広報誌・ホームページ・SNS等への写真の掲示

- (2) 利用者又は代理人が個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等を申し入れることができます。その場合事業者は、可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

11. 相談、要望、苦情等の相談窓口

きよさとホームヘルパー ステーション	管理者 サービス提供責任者 受付時間	依田親子 坂本忍 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～13:00
社会福祉法人清栄会 清里荘	介護支援専門員 受付時間	高橋博美 月曜日～土曜日 8:30～17:30
前橋市役所介護保険課	(住所) 前橋市大手町 2-12-1 (TEL) 027-224-1111	
群馬県国民健康保険団 体連合会・介護保険課	(住所) 前橋市元総社町 335-8 (TEL) 027-290-1319	
その他最寄りの市町村		

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を設定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	依田 親子
-------------	-----	-------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 職員の利用者に対する人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- ④ サービス提供中に、事業所職員又は、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報します。

- ⑤ 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

13. 身体拘束の禁止

事業所は、「訪問介護サービス」の提供を行っている時に、利用者本人もしくは他の利用者の身体に危険が生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、利用者の身体拘束をすることはありません。緊急やむを得ず、利用者の身体を拘束する場合は、その状況・時間・方法等の詳細を「サービス提供記録」等に記録し閲覧に供します。

14. 介護サービス記録の利用者への開示

(ア) 事業所はサービス提供した際には、あらかじめ定めた「サービス実施記録」等の書面に、提供したサービス内容等を記録します。

(イ) 事業所は一定期ごとに「訪問介護計画書」の見直しを行ない、前項のサービス実施記録などに、その内容を記録します。

(ウ) 事業所は前項にある「サービス実施記録」等の記録をご利用終了後 5 年間は保存し、利用者・家族の求めに応じて閲覧に供し、又は自費負担によりその写しを交付します。

※白黒A4 1枚 10円

15. その他

- (1) 当ヘルパーステーションは原則として、1年に1回担当者交替を実施します。
- (2) 利用者がヘルパーの交代を希望される場合には、できる限り対応しますので、サービス提供責任者までご相談ください。
- (3) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ① ヘルパーは、医療行為や年金等の高額な金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。(家事援助として行う買物等に伴う少額の金銭の取扱いは可能です。)
 - ② ヘルパーは、介護保険制度上、利用者(要介護者)の介護や家事の準備等を行うこととされています。家族の方の食事の準備など、それ以外の業務については介護保険外のサービスとなりますので、ご了承ください。
 - ③ ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
 - ④ ご利用者やご家族等が当事業所や当事業所の職員に対して、暴言・暴力、又は迷惑行為、過大な要求や信用を傷つける行為等により本契約を継続することが困難となった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

16. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、下記の緊急連絡先に連絡の上、必要に応じて、主治医、救急隊、居宅介護支援事業者に連絡いたします。

17. 施設及び従業者に対する利益供与の禁止

施設及び従業者は、サービスの対償として、金品その他財産上の利益を收受しません。

[サービス利用料金表]

2024年10月1日

1. 介護予防訪問介護相当サービス 事業対象者・要支援1・要支援2

サービス名称	適用	利用料金
訪問型独自サービスⅠ	週1回程度のサービス（要支援1・2）	1,176 単位/月
訪問型独自サービスⅠ日割	日割対象事由に該当する場合	39 単位/日
訪問型独自サービスⅡ	週2回程度のサービス（要支援1・2）	2,349 単位/月
訪問型独自サービスⅡ日割	日割対象事由に該当する場合	77 単位/日
訪問型独自サービスⅢ	週2回を超えるサービス（要支援2）	3,727 単位/月
訪問型独自サービスⅢ日割	日割対象事由に該当する場合	123 単位/日

2. 加算(介護予防訪問介護相当サービス) 1ヶ月あたり

初回加算	新規利用者の初回訪問月	200 単位
生活機能向上連携加算Ⅰ	訪問リハビリ・通所リハビリとの連携時	100 単位

3. キャンセル料金

サービス提供日の午前8時までに連絡がない場合	600 円/回
------------------------	---------

4. その他の利用料

- 送料(請求書・領収書・計画書他)…実費(110円～)

5. 利用料の算定方法

- 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)…介護サービス費(単位数)合計の24.5%
- 1単位あたり…10.21円(高崎市のみ10.42円)

